

公安委員会 説明資料 No. 1	令和3年度における留置業務に関する実地監査 結果について	令和4年4月14日 警務部
---------------------	---------------------------------	------------------

報告事項

香川県警察における留置業務に関する訓令第14条第3項の規定により、令和3年度における実地監査結果を報告する。

1 実施時期及び対象所属

実施日	対象所属	実施日	対象所属
令和3年6月8日	三豊警察署	令和4年2月2日	高松南警察署
令和3年6月11日	坂出警察署	令和4年2月4日	高松東警察署
令和3年6月15日	琴平警察署	令和4年2月17日	高松北警察署
令和3年9月17日	高松西警察署		
令和3年9月21日	さぬき警察署		
令和3年9月22日	東かがわ警察署		
令和3年9月24日	小豆警察署		
令和3年9月27日	観音寺警察署		
令和3年11月22日	丸亀警察署		
令和3年12月6日	高松東留置施設		

2 監査官

- (1) 本部直轄高松東留置施設
警務部監察課監察官
- (2) (1)以外の留置施設
警務部留置管理課長

3 監査項目

- (1) 留置業務管理者等による指揮監督状況
- (2) 被留置者の逃走事故防止対策
- (3) 留置場内への危険物等持ち込まれ防止対策
- (4) 捜留分離の遵守と捜留連携の実施状況
- (5) 被留置者の性別及び属性等に応じた処遇の実施状況
- (6) 留置施設内の規律と秩序の維持状況及び反則行為に対する禁止措置の実施状況
- (7) 適切な護送業務の推進
- (8) 感染症への適切な対応

4 監査結果

概ね良好であったが、性同一性障害者の取扱い及び外国国籍被留置者の領事官通報制度について、留置担当官の理解が一部不十分であったほか、嘱託医に対する戒具及び留置保護室の収容に関する事前の説明並びに同説明に関する記録が作成されていなかったことから、当該所属に対する指導を行った。

公安委員会 説明資料 No. 2	令和3年度に香川県警察が実施した会計監査 の実施状況について	令和4年4月14日 警務部
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">報告事項</div> <p>令和3年度に香川県警察が実施した会計監査の実施状況について、会計の監査に関する規則の規定により報告する。</p>		
<p>1 令和3年度に実施した会計監査</p> <p>(1) 重点項目 捜査費、旅費及び契約に係る事務処理状況並びに支出等関係文書の管理状況</p> <p>(2) 対象年度 令和3年度（受監日前日まで）及び令和2年度（令和2年10月以降）</p> <p>(3) 実施期間 令和3年8月23日から同年10月12日までの間</p> <p>(4) 対象所属 全43所属（警察本部31所属及び12警察署）</p> <p>(5) 実施方法 ア 警察本部長及び警察本部長が指名した警務部長、会計課員等による捜査費の取扱いに係る対面監査 イ 補助員等による会計経理の関係書類の点検等を行う書面監査</p> <p>(6) 実施結果 捜査費の取扱いに係る対面監査については、良好であった。 会計経理の関係書類の点検等に係る書面監査については、おおむね良好であったが、軽微な事項についてはその場で口頭指導し、その是正又は改善措置を確認した。</p> <p>(7) 根拠規定 ア 会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）第6条 イ 香川県警察が実施する会計の監査に関する訓令（平成16年香川県警察本部訓令第9号）第5条第2項</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による対応 本件会計監査については、例年、捜査費の執行状況を対象とした第1回監査を6月頃に、財務事務全般を対象とした第2回監査を9月頃に、それぞれ実施しているところであるが、令和3年度にあつては、新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢等から、第1回監査の実施を見送り、第1回監査と第2回監査を一体的に実施した。</p> <p>(2) 令和4年度の会計監査 令和4年度に香川県警察が実施する会計監査については、令和3年度の実施結果、新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢等を踏まえた上で実施する。</p>		